法務局の支局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）その他の登記の事務が大分地方法務局においてとなった場合の大分地方法務局杵築支局及び宇佐支局

平成二十三年八月二十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）その他の登記の事務が青森地方法務局において取り扱われることとなった場合の青森地方法務局弘前支局及びむつ支局

平成二十三年八月二十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）その他の登記の事務が青森地方法務局において取り扱われることとなった場合の青森地方法務局弘前支局及びむつ支局

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十二日から施行する。

○外務省告示第二百五十五号

平成二十三年七月六日にイスラマバードで、パンジャブ州技術短期大学強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十三年七月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

1　援助の目的及び内容　パンジャブ州技術短期大学強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億六千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　ラナ・ワージド・アブドゥル経済・統計省経済担当次官

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市本耶馬渓町下屋形字原井山八六四から八六六まで、八六八の二、山国町槻木字ウツゲ谷一三七〇、一三七一、一三七三、一三七八、一三七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原井山八六四（次の図に示す部分に限る。）、八六五、八六六・八六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ウツゲ谷一三七〇、一三七一、一三七三、一三七八、一三七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町都留岐字西ノ河内七六五の一、七六五の三、字西河内七八八の二、津山市八社字宇通谷六五一、六五二の三、六五二の四、字恵毛七七七、字神子畝八四二の一、字小瀧奥八七七の五、八七七の六、八八二、八八三の一、八八三の二、八八七の一、字堂の上九一三の一、九一三の二、字榎谷九一九、字溝尾谷九二〇、九二一、字恩徳九二八、九七五、九七七から九七九まで、九八〇の一、字前九四〇、九四二、字荒神垰九四六、九五〇、九五三、九五六から九五八まで、九六二から九六四まで、九六八、字弥八河内九六七、九八一、九八二の三、九八二の四、九八三、九八四の一、九八四の二、字榎垰九七二、字延原一〇二五の一、一〇二五の三、一〇二五の四、一〇四一の一から一〇四一の三まで、一〇四九の三から一〇四九の五まで、一〇四九の七、字大瀧下久保一〇四二の一、一〇四二の二、一〇四七、字大瀧の上一〇四五、字大瀧北の上一〇四六、字大瀧一〇四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ河内七六五の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　岡山県赤磐市殿谷二五、一〇四一、一一一の一、一一一の二、一一一四の一、一一一五から一一一九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

殿谷一一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一一の二、一一一四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予市双海町上灘字日浦乙一三の五〇、乙一八の一、乙二一の一、字コヤノタニ乙六九の二、乙七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日浦乙一三の五〇・字コヤノタニ乙七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛媛県伊予市両澤字大山乙三五の一、乙三六の一から乙三六の四まで、乙三七の二、乙三八、乙三九、乙四一の一、乙四一の三、乙四二、乙三七の三（次の図に示す部分に限る。）、中山町出渕二番耕地四七九、六番耕地一七九の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下高井郡山ノ内町・木島平村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養